

浪江駅西側地区共創会議 会則等

資料 2

P.2～ 浪江駅西側地区共創会議会則

P.9～ 浪江駅西側地区共創会議に関する Q&A

P.14～ 国県町の支援措置 ※令和 7 年 1 月時点

浪江駅西側地区共創会議会則

(目的)

第1条 浪江駅西側地区共創会議（以下「共創会議」という。）は、次の各号に掲げることを目的とする。

- (1) 浪江駅西側地区におけるまちづくりを通じて、浪江町、町民、民間事業者、団体等の様々な主体が連携して新たな価値を創造する共創活動（以下「共創活動」という。）により、地域課題の解決、及び浪江駅西側地区の持続可能な発展を実現するための取り組みを行こと。
- (2) 地域の生活環境向上を促進し、共創活動により地域資源を最大限に活用した公民連携によるまちづくりを実現すること。

(事務局)

第2条 共創会議の事務局は浪江町市街地整備課に置く。

(会議運営)

第3条 共創会議は、第1条の目的を達成するために、次のとおり会議の運営を行う。

- (1) 共創会議は開かれた場とし、会員は自由に入退会できるものとする。
- (2) 総会を年1回開催するものとする。
- (3) 総会の下部組織として必要な部会を設置することができるものとする。
- (4) 町又は町が委託する共創推進アドバイザーが総会及び部会を議長として総括する。
- (5) 総会は原則公開とし、会員以外の町民等による傍聴を可能とする。
- (6) 共創会議には必要に応じて専門家、国及び県等の関係機関が参加できるものとする。
- (7) 共創会議内容は事後に会員へ情報共有する。
- (8) その他の運営上必要な事項は別に定める。

(部会)

第4条 第1条の目的を達成するために、次のとおり部会を運営する。

- (1) 部会は必要の都度開催し、地域活性化や課題解決に向けた具体的なテーマごとにより詳細な議論を行う。当面の間、組成する部会は次のとおりとする。

ア コミュニティ部会

地域での具体的な事業組成に向けて、生活交流コミュニティ形成、事業共創コミュニティ形成、エリアの運営、学びや成長などに関して意見交換と共創を促進する部会

イ 基盤整備部会

町が進める浪江駅西側地区の基盤整備に係る基本設計や実施設計に関して意見交換と共創を促進する部会

- (2) 部会では、相互に平等な立場で意見を出し合い、原則参加者全体での意思決定を目指す。
- (3) 異なる専門性を持つ会員が互いに学び合い、知見を共有する。
- (4) 部会の成果は定期的に総会で共有し、地域への影響等を評価する。
- (5) 部会は原則公開とする。ただし、会員間の率直な意見交換を行うために必要な場合には非公開とする。

(会員)

- 第5条 共創会議の会員は、第1条の目的に賛同するすべての町民をはじめとした個人、民間事業者、団体、専門家の他、浪江町の関係者、浪江町が必要と判断した者とする。
- 2 前項にかかわらず、暴力団や反社会勢力であるもの、それらに該当しなくなって一定期間を経過しないものは参加できない。
 - 3 共創会議に参加を希望する者は、入会申込書又はWEB申込フォームにより町に申請するものとする。

(会員資格の喪失)

- 第6条 次の事項に該当する場合は、会員資格を喪失する。
- (1) 町から求められた資格等の提示について有効な資格が証明されない場合
 - (2) 共創会議の運営に著しく反する行為を行う場合

(会員の責務)

- 第7条 各会員は、対話を通じて共通の理解を深め、地域課題の解決に向けて協力し、浪江駅西側地区のまちづくりの実現に向けて具体的な連携等を図ることが求められる。

(町の責務)

- 第8条 町は町民や地域で活動する団体、事業者、学識経験者等の参加を積極的に呼びかけ、多様な意見や視点を反映できるようにする。
- 2 町は、柔軟な運営を行い、各会員が地域のニーズや関心に応じて自由に関与できる環境を整備する。
 - 3 町は、法令や財源の範囲内において、会議の結果を浪江駅西側地区のまちづくりに最大限反映する。

(知的財産と情報管理)

- 第9条 共創会議において、会員相互で知り得た個人情報や機密情報は適切に管理し、外部への漏洩を防ぐため、知的財産及び情報管理について、次のとおり取り扱う。
- (1) 他者のアイデアや提案を尊重し、無断流用を禁止する。
 - (2) 会議で共有されたアイデアは、原則として参加者間の共有財産とする。
 - (3) 特許権、著作権等に関わる提案は、事前にその旨を明確にする。

- (4) 会員は、自身の発言や提案が他の参加者によって発展的に活用される可能性があることを理解すること。

(事業化等)

第 10 条 参加者は自由にチーム等を組成し、事業化に向けた検討・準備を行うことができる。

2 チームでの活動については、部会活動と並行して独自の検討が可能とする。また、必要に応じて他の参加者への協力要請や新規メンバーの募集が可能とし、活動状況を共創会議に共有し、助言や協力を得ることができる。

3 チームにおいて、決定事項の実現に向けて、各参加者が責任を持って行動する。

4 事業の実現可能性を高めるため、町や関係機関との協議を行うことができる。

(その他)

第 11 条 この会則に定めのない事項については別に定める。

附則

この会則は令和 7 年 4 月 2 日から施行する。

入会申込書

申請者 (名 称)
年月日 年 月 日

項目	記入欄	摘要
住所		任意
電話番号		任意
メールアドレス		
共創会議において貢献できる事項、分野		
共創会議において求めるパートナー像や求める技術要素など		
浪江駅西側地区において自分が担いたい役割		開発者、テナント、計画者、設計者、運営者
浪江駅西側地区の具体的な活用プラン		業態、用途、敷地面積、延べ床面積、特徴などを記載してください。 R6 年度に実施した「浪江駅西側地区公民連携アイデア提案募集」に応募済みの者は記載不要

裏面の第 1 への確約、及び第 2 を承諾します。

氏名

申込 WEB フォーム



第1（反社会的勢力の排除）

- 1 申請者は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準会員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 申請者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第2（退会処分）

- 1 浪江町は、申請者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、会員の資格を停止し、申請者を退会処分とすることができることについて承諾する。
 - (1) 第1第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
 - (2) 第1第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
 - (3) 第1第2項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 2 前項の規定により申請者が退会処分に処された場合には、申請者は、浪江町及び他の会員に対し、自身の退会により生じた損害を賠償しなければならないことを承諾する。
- 3 第1項の規定により退会処分に処された場合には、申請者は、退会処分による損害について、浪江町や他の会員に対し何らの請求もすることができないことを承諾する。

以 上

自己紹介シート（公表用）

申請者（名 称）
 年月日 年 月 日

私の強み、提供できること	他の皆さんにお願いしたいこと、求める技術等
連絡先	
連絡窓口 氏名、所属、役職	連絡方法

共創会議の対話・共創の基本姿勢

1. 全ての参加者は対等な立場で、肩書や立場にとらわれない自由な意見交換を行う。
2. 参加者は互いを尊重し、建設的な対話を心がける。批判ではなく、提案や改善案を示すよう努める。
3. 発言の機会は平等とし、以下を遵守する。
 - 特定参加者による議論の独占を避ける。
 - 他者の発言中の割り込みを控え、最後まで傾聴する。
4. 異なる意見や視点を受け入れる柔軟性を持ち、失敗を恐れず新しい取り組みに挑戦する。
5. 浪江駅西側地区および浪江町全体の最適化を考え、個人や特定組織の利害にとらわれない視点を持つ。

浪江駅西側地区共創会議に関する Q&A

<手続き関係>

Q1.1 共創会議には委員委嘱手続きがありますか？

共創会議は委員委嘱等の手続きはありません。

所定様式「入会申込書」をメールまたはWEBフォームによりご提出いただくことで誰でも会員となることができ、会議に参加することが可能となります。

Q1.2 入会申込書は会議に参加する個人単位で提出する必要がありますか？

個人単位で入会申込書を提出する必要はありません。法人・団体単位で入会申し込みすれば、当該法人・団体に所属する者は誰でも会議に参加することが可能です。

なお、特段の事情により、法人・団体に属しても、個人で入会申し込みすることは可能です。（例：新規事業の立ち上げ等により独立を予定している法人の職員など）

Q1.3 共創会議の参加者について、役職等の指定はありますか？

共創会議の参加者について、役職等の指定や制限はありません。したがって、役職等に関わらず、誰でも参加可能です。

なお、会議が効果的、かつ、効率的に運営されるよう、各法人・団体において参加者の人選をしていただくように、ご協力をお願いします。

Q1.4 会費の負担はありますか？

参画に当たって入会費、年会費等は発生しません。

<会議の開催・運営関係>

Q2.1. 会議の開催地は浪江町ですか？

浪江町での開催を主とします。

なお、想定参加者の利便性等を考慮して、仙台市、東京都などでの開催することも検討します。

Q2.2 WEBでの会議参加は可能ですか？

WEBでの会議参加は可能です。

なお、通信機器設備の制約がある場合、WEB参加が困難な会議内容の場合などは、参加方法をリアルのみに制限することがあります。

Q2.3 会議開催時以外にも会員同士でコミュニケーションする場やツールの設定が必要ではないか？

Slack にて「浪江駅西側地区共創会議」のワークスペースを設置しました。下記の招待リンクからワークスペースに参加してください。

https://join.slack.com/t/w1737071969-cfw212597/shared_invite/zt-2y9hygdqd-1wpR43DbSJybmRVkHpLG8g

Q2.4 1 法人・団体から共創会議に参加できる人数に制限はありますか？

各法人・団体から複数人参加いただくことが可能です。ただし、会場定員の制限等から、必要に応じて 1 法人・団体からの参加人数を制限させていただく場合や、参加者登録いただいた後に出席者数を調整させていただく場合があります。

Q2.5 共創会議の参加に要する旅費や人件費について、町で負担してもらえますか？

町民や町内外事業者などの事業化推進会員については、原則、旅費、人件費とも各自でご負担ください。

会議のために町が招聘した専門家については、町が旅費、謝金を負担することがあります。

Q2.6 会員同士で打合せや会議を行いたいのですが、浪江町役場の会議室を貸してもらえますか？

共創会議の活動に対しては、浪江町役場や町が管理する施設の会議室や備品をお貸しします。ただし、空き状況次第なので、希望に沿えないことがあります。

貸出手続き、ルール等は今後定めます。

Q2.7 知的財産と情報管理について、会則の規定では緩すぎるのではないか？

当面、会則に基づいて運用し、問題発生が予見された場合や問題が顕在化した場合には、守秘義務に関するルール強化を検討します。

Q2.8 入会する場合は 5 月 29 日のキックオフセミナー（キックオフ会議）までに入会しなければいけませんか。

共創会議はいつでも入退会可能です。したがって、キックオフ会議までに入

会のご判断が難しい場合は、キックオフ以降の入会でも構いません。

なお、5月29日のキックオフ会議は全て公開ですが、以降の部会では会員限定のプログラムが含まれます。会員限定プログラムには開催時点での会員のみの参加可能です。

Q2.9 入会を検討中の段階でも 5月29日のキックオフセミナー（キックオフ会議）に申込みできますか？

入会を検討中の段階でも申込み及び参加は可能です。

< 共創会議の内容関係 >

Q3.1 共創会議の「共創」の定義は？

浪江駅西側地区共創会議において、浪江町が目指す共創は、エフレイの立地や、浪江駅周辺の開発を機に、浪江町に関わる人/企業/団体が多様化・多層化することが想定されることから、これらの多様な人/企業/団体が互いの理解を深める場や機会を積極的に設けながら、新たな出会いや事業の創出を促進するもので、多様な主体が参画する有機的で緩やかに連携する共創プラットフォームの形成を目指します。

Q3.2 共創会議においては、浪江駅西側地区以外の取組を話し合うことは可能ですか？

共創会議においては、当面、浪江駅西側地区を対象として話し合いを行います。話し合いの結果、想定される取組の最適地が浪江駅西側地区とならないこともありうると考えています。

想定される取組の最適地が浪江駅西側地区とならない場合の取り扱いについては、別途、町において、浪江町役場内調整等を行い、方針を整理します。

最初から浪江駅西側地区以外を対象とした取組をお考えの場合には、別途の場で話し合いをさせていただきたいので、事前にご相談ください。

Q3.3 浪江駅西側地区におけるエリアマネジメントに取り組む予定は？

将来的には、浪江駅西側地区においてもエリアマネジメントに取り組むたいと考えています。

浪江駅西側地区におけるエリアマネジメントの適否、具体的な運営体制、収益事業、非収益事業、まちづくりルール制定などについては、共創会議での話し合い等を通じて検討を深めていきたいと考えています。

なお、浪江駅周辺整備事業におけるエリアマネジメントの検討状況を踏まえつつ、浪江駅周辺整備事業と浪江駅西側地区のエリアマネジメント面での連携

についても検討していきたいと考えています。

<事業者選定公募>

Q4.1 浪江駅西側地区の事業者選定方法は？

公募により選定します。

Q4.2 浪江駅西側地区事業者選定公募にあたって共創会議参加は加点要素となるか？共創会議参加による事業者選定公募上の優遇措置等はあるか？

公募の事業者選定評価にあたって、共創会議の参加による加点はなく、特段の事業者選定公募上の優遇措置はありません。

Q4.3 共創会議参加による浪江駅西側地区事業者選定公募上のメリットは何か？

共創会議に参加するメリットは次のようなことが上げられます。

- ・ 公募条件に関して直接町への意見表明が可能（公募条件に反映されることがありますが、共創会議で公募条件を決定するのではなく、浪江町が独自に決定しますので、その点は、誤解ないようにご注意ください。）
- ・ 基盤整備設計に関して直接町への意見表明が可能（設計に反映されることがありますが、共創会議で設計を決定するのではなく、浪江町が独自に決定しますので、その点は、誤解ないようにご注意ください。）
- ・ 事業者マッチングの機会
- ・ 当地区で活用可能な補助金等のインセンティブに関する情報提供など

Q4.4 浪江駅西側地区事業者選定公募の単位は地区全体一括か、分割されるのか？分割される場合には募集時期は同時か、段階的か？

共創会議の話し合いを踏まえて募集単位を町が決定します。

現段階の想定としては、浪江駅西側地区を複数の募集単位に分割し、一括ではなく段階的に公募することを想定しています。

<浪江駅西側地区整備>

Q5.1 浪江駅西側地区基盤整備事業の事業化見通しはどのような状況か？

現在は、事業財源確保に係る国等との協議、地権者や地域住民との対話による合意形成促進、事業の確度を高めるための各種の計画・設計、民間事業の具体化に向けた共創コミュニティ形成を行っている段階です。

浪江町は、R7 年度末の都市計画の都市計画決定、事業認可、用途地域変更

などの完了を目指して関係機関との協議や地権者や地域住民との合意形成を進めています。

Q5.2 浪江駅西側地区の基盤整備手法は？

浪江町は、基盤整備手法を一団地の復興再生拠点市街地形成施設と想定し、関係機関と協議しています。

Q5.3 浪江駅西側地区整備の事業スキームは？

浪江町が整備した敷地を民間事業者等に賃貸し、民間事業者等が借地敷地に建物建設、施設整備し、施設を運営する方法を想定しています。

町が土地を賃貸する事業者は、公募によって決定します。建物建設・施設整備は、町の事業ではなく、民間事業として実施していただくことを想定しています。

Q5.4 浪江駅西側地区における民間事業に対して浪江町から民間へどのような支援があるのか？

国の補助金、イノベ構想対象事業に対する福島県の支援、浪江町の独自の支援などがあります。別紙の「国県町の支援措置」をご参照ください。

<エフレイ関係>

Q6.1 エフレイ立地に伴う波及効果は？

「国際教育研究拠点に関する最終とりまとめ－福島浜通り地域の復興・創生を目指して－」（令和2年6月8日福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議）において、以下のとおり試算されています。

<参考6>

国際教育研究拠点の人員規模について①（規模のイメージ）

【1. 拠点の人員規模（イメージ）】

➤ 研究員等

研究分野(5) × 研究室数(5) × 1研究室規模(約10人) = 約250人

※1 研究室はグループ長、主任(上級)研究員、研究員、技術員、リサーチアシスタントで構成

※2 1分野5研究室については第2回田所委員提出資料を参考

➤ 大学院生等

研究分野(5) × 研究室数(5) × 1研究室(約6人) = 約150人

➤ 産学官連携・管理運営スタッフ

※産学官連携部門、管理部門、事務職員等 = 約200人

計 約600人

【2. 浜通り地域のイノベ構想関係機関全体の人員規模（イメージ）】

➤ 国際教育研究拠点約600人 + 既存拠点※の人員約400人 = 約1,000人規模

※既存拠点の人員はJAEA(廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟、樹葉遠隔技術開発センター、大熊分析・研究センター、福島環境安全センター)、福島ロボットテストフィールド、福島水素エネルギー研究フィールド、福島県浜地域農業再生研究センター、福島県原子力災害伝承館、福島県環境放射線センターで構成

【3. 地域への関連雇用波及効果（イメージ）】

➤ 産学官連携により、拠点関連で約5,000人規模の雇用創出を目指す。

➤ 加えて、イノベーション・コースト構想の具現化で更なる雇用創出を目指す。

(参考) 鶴岡市サイエンスパーク：拠点の人員規模約150人 → 地域雇用者数約550人
神戸医療産業都市：拠点の人員規模約2,700人 → 地域雇用者数約11,000人

町内立地事業者の方
町内で事業を検討している方へ
補助制度のご案内です！



企業立地促進補助制度

補助額 最大 **1,000万円**

詳しくは裏面をご覧ください

企業の立地を促進し、産業振興と雇用創出を図るため、建物等を新設(※1)、増設(※2)又は再整備(※3)を行う事業者等に対し、補助金を交付します！

- ※1: 町内に建物等を新たに建設若しくは取得すること、又は町内に建物等を有する者が事業拡大する目的で町内に建物等を建設若しくは取得すること。
- ※2: 町内に建物等を有する者が、事業規模を拡大する目的で当該建物等を新たに拡張すること。
- ※3: 平成23年3月11日において町内で事業を営んでいた者が、同日以降初めて町内に有する建物等を改修又は町内に新たに建物等を建設若しくは取得すること。

1億円以上の投下固定資産がある方

今すぐチェック >>>

ご検討している方も！



問合せ先・申請受付先



〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2
福島県浪江町役場 産業振興課 産業創出係
☎ 0240-34-0248 ✉ namie15040@town.namie.lg.jp

企業立地促進補助制度の概要

補助種類	交付要件	交付額	申請期間
企業立地補助金	次に掲げる<u>全ての</u>要件に該当すること。 1 令和4年4月1日以降において投下固定資産の価格の合計額が1億円以上の新設、増設又は再整備であること。 2 新たに雇用した正規従業員又は非正規従業員が、新設、増設又は再整備した建物等の事業開始（以下「事業開始」という。）の日において、事業開始のために整備した建物等で常時勤務し、その人数が5人以上であること。 3 2における合計人数に対する非正規従業員の割合が1/3以下であること。	建物等の延床面積（㎡） ×1,000円 （上限500万円）	事業開始の日から90日以内
雇用促進補助金	次に掲げる<u>全ての</u>要件に該当すること。 1 企業立地補助金の交付を受けた事業者であること。 2 事業開始の日から起算して6月を経過する日までに、町内に住所を有し、現に町内に居住する正規従業員又は非正規従業員を新たに雇用し、同日から1年を経過した日において引き続き雇用していること。	正規従業員 ⇒20万円/人 非正規従業員 ⇒10万円/人 （上限500万円）	事業開始の日から1年6月を経過した日から90日以内

手続き詳細等については、浪江町ホームページをご確認ください。
 ※申請様式等はホームページからダウンロードしてください。→



自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) 概要説明資料 (九次公募)

令和6年4月

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

0. 補助事業の区分 ⋯⋯ この概要説明資料における事業

	製造・サービス業等立地支援事業	地域経済効果立地支援事業	
		1 福島国際研究都市構想（イノベーション）の重点推進分野に資する事業	2 避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業
対象事業 (業種)	製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等	福島イノベーション構想の重点推進分野 ※1 ①廃炉 ②ロボット・ドローン ③エネルギー・環境・リサイクル ④農林水産業 ⑤医療関連 ⑥航空宇宙	全産業 ※1
対象施設	工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、宿泊施設、植物工場・陸上養殖施設、社宅、機械設備、知事特認施設	工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、宿泊施設、社宅、機械設備、その他施設	
対象地域	浜通り等12市町村の避難指示等のあった区域	浜通り等15市町村の区域	浜通り等12市町村の避難指示等のあった区域
補助金額	3千万円～30億円（第三者委員会の評価が特に高い案件は50億円※2）		
補助率	大企業：3/4以内 中小企業：4/5以内	大企業：4/5以内 中小企業：9/10以内	大企業：3/4以内 中小企業：4/5以内
対象経費	用地（土地取得費・土地造成費）、建屋、設備		
要件	①雇用要件	①雇用要件 ②経済効果要件	①雇用要件 ②経済効果要件

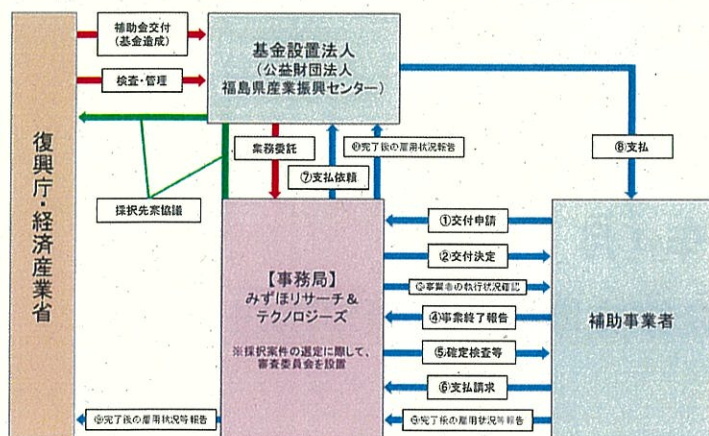
※1 専ら資産運用的性格の強い事業、建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業 等を除く。
※2 いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町を除く。

1. 本補助金の概要

事業の目的

被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図ります。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進めます。

本補助金の執行スキーム



- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先

予算

- 320億円(平成28年度 東日本大震災復興特別会 当初予算)
- 185億円(平成29年度 東日本大震災復興特別会 当初予算)
- 80億円(平成30年度 東日本大震災復興特別会 当初予算)
- 88億円(平成31年度 東日本大震災復興特別会 当初予算)
- 215億円(令和3年度 東日本大震災復興特別会 当初予算)
- 141億円(令和4年度 東日本大震災復興特別会 当初予算)
- 141億円(令和5年度 東日本大震災復興特別会 当初予算)
- 122億円(令和6年度 東日本大震災復興特別会 当初予算)

計 1,292億円

これまでの公募期間の実績

- 一次公募
平成28年7月7日(木)から平成28年9月30日(金)
- 二次公募
平成29年6月9日(金)から平成29年9月8日(金)
- 三次公募
平成30年3月23日(金)から平成30年9月14日(金)
- 四次公募
平成31年4月22日(月)から令和元年7月29日(月)
- 五次公募
令和2年3月23日(月)から令和2年8月31日(月)
- 六次公募
令和3年6月28日(月)から令和3年9月28日(火)
- 七次公募
令和4年4月7日(木)から令和4年7月22日(金)
- 八次公募
令和5年4月7日(金)から令和5年7月7日(金)

補助対象者

対象地域(後述)内において、対象施設・設備等を新增設しようとする法人又は個人(※)。
※ 個人とは、法人と共同申請する者のうち、補助対象の財産を所有せず、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第11条に規定する特定連鎖化事業の加盟者であり、かつ所得税法(昭和40年法律第33号)第143条(青色申告)に基づく承認を受けている者に限る。

2

2. 補助対象要件(施設・設備等①)

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先

補助対象施設・設備	固定資産取得要件			投下固定資産額の下限	備考
	土地	建物	設備		
1 工場 製造業の用に供される施設	推奨	推奨	-	5千万円	
2 物流施設 道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業又は卸売業を営む者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場及び製造業又は小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されていない施設	推奨	推奨	-	5千万円	設備のみの案件は「9 機械設備」とする。
3 試験研究施設 製造業を営む者が技術革新の進展に対応した高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設及び日本標準産業分類に掲げる自然科学研究所	推奨	推奨	-	5千万円	
4 コールセンター、データセンターの用に供される施設 コールセンターについてはコールセンター業の用に供される施設、データセンターについては情報サービス業又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設	推奨	推奨	-	5千万円	
5 店舗 卸売業、小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業の用に供される施設	推奨	必須	-	3千万円	原則として、自ら取得し、自ら使用する事業の用に供する施設を補助対象とする。ただし、「5 店舗」、「6 宿泊施設」については、一定の要件を満たす場合は、賃貸に供する部分も補助対象とする。
6 宿泊施設 宿泊業の用に供される施設のうち、認定復興推進計画その他市町村が策定する計画に沿ったものとして市町村長が作成する「市町村復興計画等確認書」が申請書に添付され、かつ、第三者委員会が操業後10年以上の経営の継続が見込まれると判断する施設	推奨	必須	-	3千万円	
7 植物工場・陸上養殖施設 植物工場については耕種農業において、屋内で植物の生育環境を制御して栽培を行う施設園芸のうち、一定の気密性を保持した施設内で、環境及び生育のモニタリングに基づく高度な環境制御と生育予測等を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培を行う事業の用に供される施設 陸上養殖施設については水産養殖業のうち、陸上の屋内において、デジタル技術を用いての水産動植物の状態や飼育環境等の管理、最適化を図り、生産量や成長の速度、出荷時期の調整等の人工的管理により、効率的・計画的に行われる養殖事業の用に供される施設	推奨	推奨	-	5千万円	設備のみの案件は「9 機械設備」とする。
8 宅宅 上記1~7の施設(既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。)に付帯する5戸以上の宅宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設(※1、※2)	推奨	必須	-	3千万円	全戸数と比して、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員が入居する戸数が補助事業完了後3年間の平均で6割以上となるものとする。

(次頁へ続く)

3

2. 補助対象要件（施設・設備等②）

1. 本補助金の概要 2. 補助対象要件 3. 採択の審査 4. スケジュール
5. 事前着手の承認 6. 申請方法 7. お問い合わせ先

（前頁からの続き）

補助対象施設・設備	固定資産取得要件			投下固定資産額の下限	備考
	土地	建物	設備		
9 機械設備 上記1～4及び7の施設で行う事業の用に供される機械設備	-	-	必須	5千万円	-
10 知事特認施設 認定復興推進計画に基づく施設であって、福島県知事が特に認める施設であり、かつ基金設置法人が認める施設	推奨	推奨	-	3千万円	-

※1 工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地することが可能。

※2 ※1の条件を踏まえて第三者委員会が本制度目的のために特に必要と認めるもの限り、補助対象地域外である次の地域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、新地町）に立地することも可能。

4

2. 補助対象要件（地域・補助率等）

1. 本補助金の概要 2. 補助対象要件 3. 採択の審査 4. スケジュール
5. 事前着手の承認 6. 申請方法 7. お問い合わせ先

補助対象地域



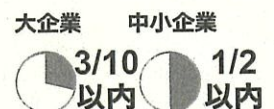
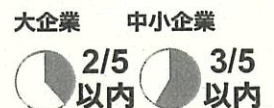
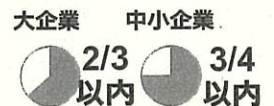
補助対象市町村

- 1 避難指示解除後5年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域（※1）、認定特定帰還居住区域
富岡町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯館村の一部

- 2 避難指示解除区域等（上記①を除く）
南相馬市の一部、富岡町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯館村の一部

- 3 避難指示解除区域等（上記①、②を除く）
田村市の一部、川俣町の一部、広野町、楢葉町、川内村

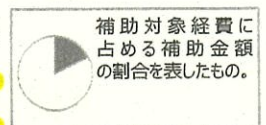
補助率（※2,3）



- ※1 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。
※2 「補助対象施設・設備」8に規定する住宅の補助率は、付帯する工場等の立地する区域の補助率を適用します。
※3 造成中または計画中の下記の団地に立地する場合については、下記の補助率を適用する。

- ・小高フロンティアパーク、小高飯崎、浪江町棚田RE100、浪江町南、浪江駅前周辺整備区域、浪江町産業通地、飯館小宮、飯館深谷（大企業1/2以内、中小企業2/3以内）
- ・楢葉波倉（大企業2/5以内、中小企業3/5以内）

○避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域を除く）で実施する事業（補助率：大企業3/4以内、中小企業4/5以内）については、ご相談ください。



凡例

- 1 避難指示区域（上記のうち認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域）
2 避難指示解除区域（解除から5年以内）
3 避難指示解除区域等

5

2. 補助対象要件（経費・雇用等）

補助対象経費

補助金交付上限額は原則として30億円とする。

経費区分	要件	組み合わせ例				
		土地 建物 設備	土地 建物	建物 設備	建物 のみ	設備 のみ
・土地取得費	推奨(新規立地を支援する観点から、用地の取得を推奨)	○	○			
・土地造成費		○	○			
・建物取得費	条件付必須(建屋の取得を推奨するが、店舗・宿泊施設・社宅の場合は建屋の取得は必須)	○	○	○	○	
・設備費	工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター等、植物工場・陸上養殖施設に設置する場合は設備のみ可	○		○		○

※設備費は、補助対象施設において新增設する設備機械装置の購入、据付けに必要な経費をいう。建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物取得費に含める。

投資計画

当該補助事業に係る投資計画について、平成28年3月29日（平成28年度予算案閣議決定日）より前に対外発表した事業でないこと。

不支給要件

不支給要件のいずれにも該当しないことが求められます。

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

交付要件

下表の左欄に掲げる投下固定資産額（土地を除くことができる。）ごとにそれぞれの同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。

なお、新規地元雇用者数のうち1/3を上限に非正規社員（※）を含めることができる。

※非正規社員は、1年以上の雇用契約を締結し、雇用保険に加入している者とする。また、非正規社員の1日当たり労働時間の合計が、正社員1人の1日当たり労働時間を満たす場合に新規地元雇用者数1人とする。

投下固定資産額に対する交付要件

投下固定資産額（※）	新規地元雇用者数
3千万円以上	2人以上
5千万円以上	3人以上
1億円以上	5人以上
10億円以上	10人以上
20億円以上	20人以上
30億円以上	30人以上
40億円以上	40人以上
50億円以上	50人以上
60億円以上	60人以上
70億円以上	70人以上
80億円以上	80人以上
90億円以上	90人以上
100億円以上	100人以上

※投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とします。

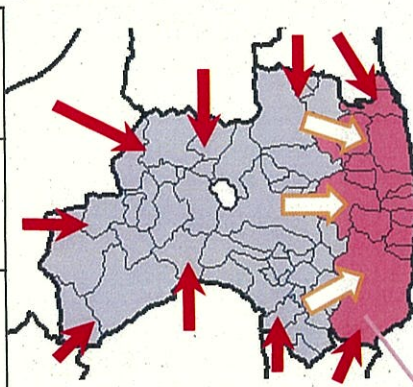
※投下固定資産額5千万円を下限とします。なお、「店舗」・「宿泊施設」・「社宅」・「知事特認施設」については、3千万円を下限とします。

2. 補助対象要件（雇用等）

「新規地元雇用者」とは、

- 補助事業者が交付決定日以降に新規立地する当該「工場等」で勤務することを前提として採用した「正社員及び非正規社員（正社員等）」のうち、補助事業完了時において、福島県に住所を有し、勤務する者をいいます。
- 新規立地する当該「工場等」で勤務するため、交付決定日以降に下記のとおり「住所等」を移転した正社員等としての転入雇用者も含めることができます。

「新規地元雇用者」に含めることができる正社員等	→	「福島県」外から「福島県」内に住所等を移転
	⇒	「浜通り等15市町村」外から「浜通り等15市町村」内に住所等を移転
	→	「補助対象地域」外から「補助対象地域」内に住所等を移転



「浜通り等15市町村」…いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

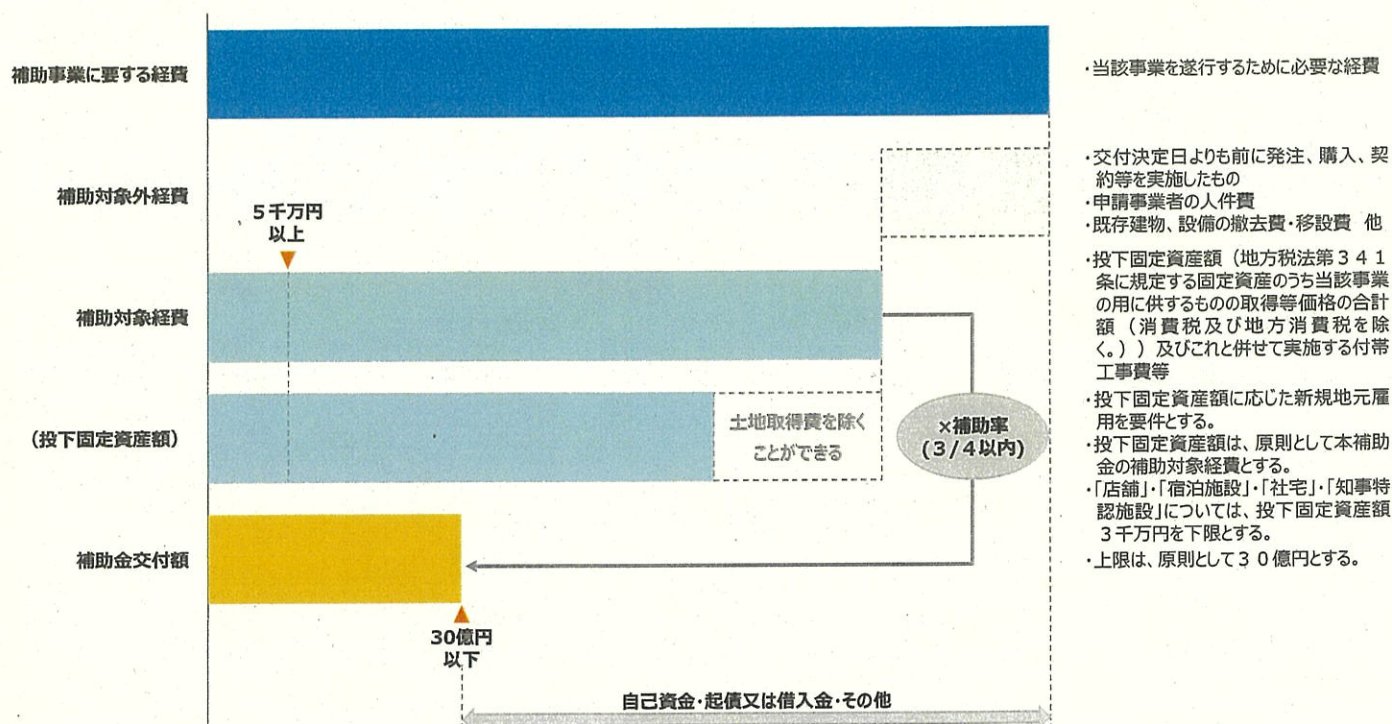
※住所の移転がない場合でも、

東日本大震災の発生時に補助対象地域内に住所を有していた者で、原発避難者特例法に基づき避難先の市町村に避難住民届を提出している者であり、かつ補助対象地域外から補助対象地域内に「勤務地」を異動した正社員であれば、新規地元雇用者に含めることができます。

2. 補助対象要件（まとめ）

- | | | | |
|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 本補助金の概要 | 2. 補助対象要件 | 3. 採択の審査 | 4. スケジュール |
| 5. 事前着手の承認 | 6. 申請方法 | 7. お問い合わせ先 | |

補助事業に要する経費と交付額の関係



8

3. 採択の審査

- | | | | |
|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 本補助金の概要 | 2. 補助対象要件 | 3. 採択の審査 | 4. スケジュール |
| 5. 事前着手の承認 | 6. 申請方法 | 7. お問い合わせ先 | |

採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。

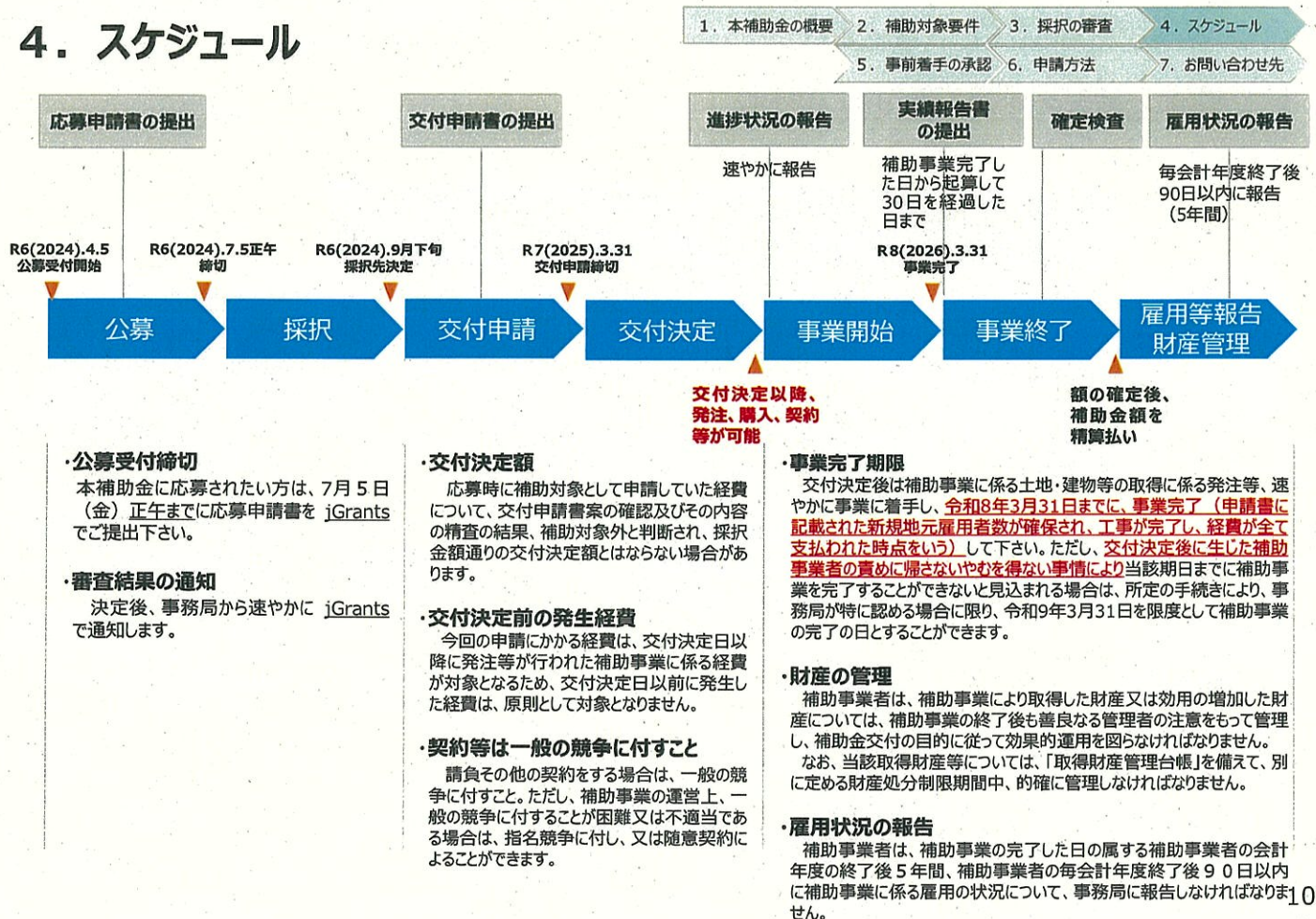
審査内容

分類	審査項目	審査内容
基本的事項の審査（必須項目）	補助対象要件	補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1.（2）補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか
	補助事業者としての適格性	応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤及び実績を有しているか
	補助事業の実施体制	応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な実施体制や販路を有しているか
事業内容に関する審査（加点項目）	支援の必要性	被災の程度が大きく、復興が遅れている地域（市町村）への立地を優遇
	投資計画の熟度	企業立地に蓋然性が認められる事業となっているか
	事業の将来性	将来性のある事業となっているか
	雇用創出効果	雇用を長期安定的により多く創出する事業となっているか
	地域経済における重要度	立地する市町村における住民の帰還状況等を踏まえ、地域経済の活性化や更なる産業集積に好影響をもたらす事業となっているか
	被災地への貢献度	被災地における東日本大震災からの復興に効果をもたらす事業となっているか
福島県の知事の意見書	-	上記の審査に当たっては、福島県の知事から提出される意見書を踏まえて行う

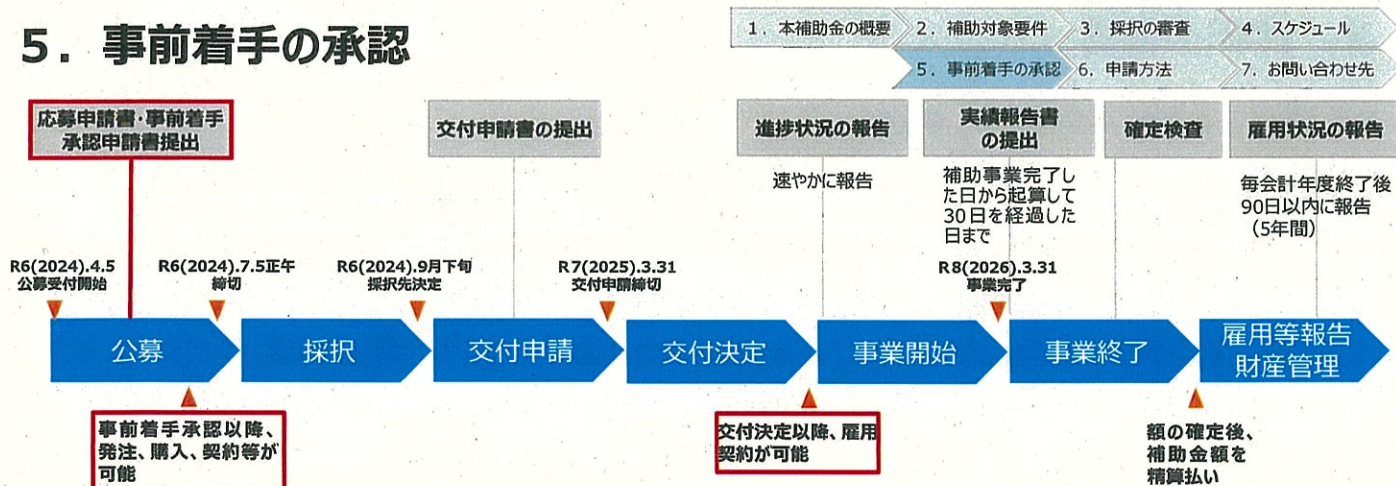
本事業は、「雇用創出効果」、「地域経済における重要度」、「被災地への貢献度」等を重視しており福島県及び立地する市町村の理解と協力を得ることが重要であること、採択の審査は、知事から提出される意見書を踏まえて行われることにかんがみ、福島県等への事前相談を行い、理解と協力を得ることを強くお勧めします。

9

4. スケジュール



5. 事前着手の承認

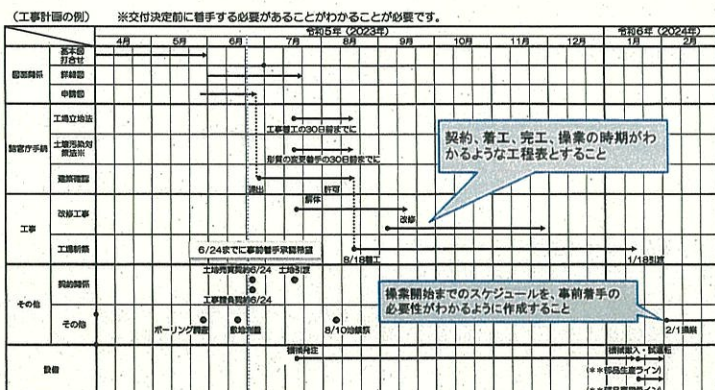


事前着手の趣旨

- 補助事業の着手は原則として**交付決定後**です。
- ただし、震災からの早期復興への貢献という趣旨に照らし、交付決定前に発注・購入・契約等を行わないこと等によって、**企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生するなど、真にやむを得ないと判断される場合**に合理的根拠を有する工事等の期間内での事前着手を承認する場合もあります。

注意事項

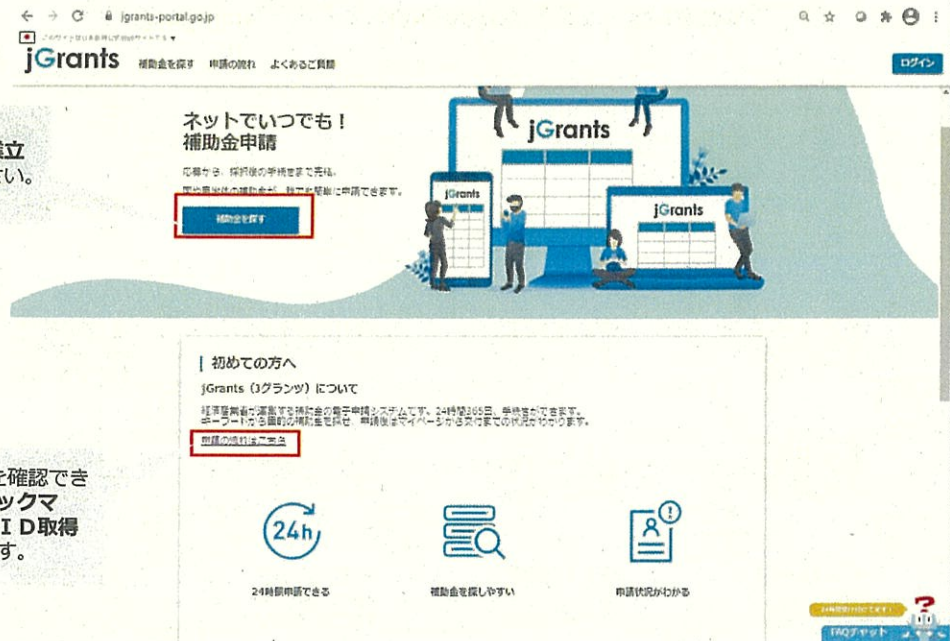
- 応募申請書と事前着手承認申請書はjGrants上で同時に提出します。
- 承認を受けた場合、承認日以降から交付決定日までに発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を補助対象とします。
- 事前着手承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。
- 事前着手を検討される場合、あらかじめ事務局に相談ください。



6. 申請方法

1. 本補助金の概要
2. 補助対象要件
3. 採択の審査
4. スケジュール
5. 事前着手の承認
6. 申請方法
7. お問い合わせ先

- ・ 本公募では、補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます。
- ・ 申請には、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。
※GビズIDの取得には2週間程度を要する場合があるため、余裕を持って準備してください。
※詳細は、以下のウェブサイトをご確認ください。
URL : <https://gbiz-id.go.jp/top/>
- ・ 「GビズIDプライムアカウント」を取得後、以下のウェブサイトから応募してください。
URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W5h00000UdbcuEAB>



12

7. お問い合わせ先

1. 本補助金の概要
2. 補助対象要件
3. 採択の審査
4. スケジュール
5. 事前着手の承認
6. 申請方法
7. お問い合わせ先

区分	機関名	連絡先	本事業の趣旨について	応募申請にかかる事前相談について	復興計画、企業誘致計画等について	その他事業全般について(記載方法等)
所管省庁	経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 大臣官房福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室 TEL:03-3501-8574 FAX: 03-3580-4988	○			
立地する県を所管する経済産業局担当課	東北経済産業局	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北経済産業局 産業部 東日本大震災復興推進室 TEL: 022-221-4813 FAX: 022-265-2349	○	○		
基金設置法人	(公財)福島県産業振興センター	〒960-8035 福島県福島市本町5-5 フコク生命ビル9階 企業振興部 自立・帰還支援チーム TEL: 024-573-5450 FAX: 024-573-6930	○			
福島県の企業立地担当課	福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎12階 福島県 商工労働部 企業立地課 TEL: 024-521-8523 FAX: 024-521-7935		○	○	
事務局	みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)	〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル5階 みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) 社会政策コンサルティング部 (「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局」担当) TEL: 03-6826-8600 FAX: 03-6826-5060				○

「自立・帰還支援雇用創出企業補助金の活用等にあたって、避難指示区域等に立地する企業との取引パートナーをお探しの場合、福島相双復興官民合同チーム」にて候補先の紹介を行うことも可能です。
公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム) 産業創出グループ産業集積課
TEL: 024-502-1115 E-mail: kanmin_seizou@fsr.or.jp
(注) 福島第一原子力発電所事故に伴い避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村において、当時事業を営まれていた事業者の事業・生業・生活の再建等を支援するチーム。

13